平成２２年（フ）第１０６１号
福岡市南区桧原１丁目17番７号
債務者　田代ウメノ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８６号
大阪府大阪市東成区中道１―12―10　エスリード第２　307号、住民票上の住所福岡県福岡市東区和白４丁目23番９―103号
債務者　傍島　康之
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０５号
福岡市城南区鳥飼６丁目18番22号
債務者　平野　貴史
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０９号
福岡市城南区神松寺３丁目３番30―203号
債務者　松本　英樹
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７８４号
福岡市東区馬出６丁目20番10号
債務者　毛利　豊子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４５号
福岡県宗像市石丸２丁目25番23―204号
債務者　吉野　剛史
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５５号
福岡市南区清水３丁目９番21号
債務者　國分　文男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６７号
福岡市中央区港２丁目７番21号ルエメゾンロワール西公園Ⅱ801号
債務者　戸田　和幸
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７６号
福岡市南区井尻２丁目25番３号
債務者　中山　絵里
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２６号
福岡市早良区室見４丁目22番32号
債務者　吉本　賢悟
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２９号
福岡県大野城市乙金２丁目５番35号　レイソル乙金202号
債務者　小松　義宏
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３０号
福岡県春日市泉３丁目３番地
債務者　小松美登利
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４６号
福岡市南区塩原４―19―25メゾン・ド・クレール113号
債務者　峰　　広宣
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８１号
福岡市城南区別府団地８番309号
債務者　神宮　盛繁
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８２号
福岡市城南区別府団地８番309号
債務者　神宮　容子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０２号
福岡市東区原田１丁目23番28―205号
債務者　高井　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０３号
福岡市南区清水１丁目22番24号
債務者　野口　雅弘
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４７号
福岡市中央区伊崎１番１―204号
債務者　西川しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部